

和歌山県犯罪被害者等支援基本計画 (案)

令和〇年〇月

目次

第1部 基本的考え方

1 計画策定の趣旨・目的	… 1
2 計画の性格	… 1
3 計画の期間	… 2
4 犯罪被害及び相談件数の現状	… 2
5 基本方針	… 6
6 推進体制	… 8

第2部 計画の内容

施策の柱1 支援体制の整備・充実	…10
1 相談及び情報の提供等	…10
2 刑事手続に関する情報の提供等	…14
3 調査研究の推進等	…15
4 犯罪被害者等支援団体に対する援助	…16
施策の柱2 精神的・身体的被害の回復・防止	…19
1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	…19
2 安全の確保	…21
3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等	…24
施策の柱3 損害回復・経済的支援等	…26
1 損害賠償の請求についての援助等	…26
2 経済的負担の軽減	…28
3 居住の安定	…30
4 雇用の安定	…31
施策の柱4 県民の理解の増進	…32
1 県民の理解の増進	…32

資料編

資料1 和歌山県犯罪被害者等支援条例	…35
資料2 犯罪被害者等基本法	…40
資料3 市町村における総合対応窓口一覧	…47

第1部 基本的考え方

1 計画策定の趣旨・目的

犯罪被害を受けた人は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、それに伴って生じる心身の不調、生活上の問題、周囲の人の言動による傷つき、捜査、裁判などに伴う様々な負担を抱えることになります。犯罪に巻き込まれ、苦しんでいる犯罪被害者等が、一日も早く平穏な生活を取り戻すためには、関係機関・団体が連携し、地域社会で犯罪被害者等を支えていくことが必要です。

国においては、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）が成立し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために必要な具体的施策が示されるとともに、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされました。

基本法に基づき国は、平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」を策定し、その後、平成23年3月には「第2次犯罪被害者等基本計画」、平成28年3月には「第3次犯罪被害者等基本計画」をそれぞれ策定し、犯罪被害者等支援のための施策を実施しています。

本県においても、平成18年4月に施行した「和歌山県安全・安心まちづくり条例」に基づき、犯罪被害者等に対する支援に取り組んできましたが、さらに支援の充実強化を図るために平成31年4月「和歌山県犯罪被害者等支援条例」（平成31年3月13日和歌山県条例第15号。以下「条例」という）を制定しました。

この条例に基づき、犯罪被害者等が被害を受けたときから、再び平穏な生活を営むことができるまでの間、多様なニーズに応じた必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、犯罪被害者等に対する県の支援施策を体系的に整理し、総合的かつ計画的に推進することを目的に、この計画を策定しました。

2 計画の性格

この計画は条例第8条の規定に基づき策定するものであり、本県における犯罪被害者等の支援に関する基本の方針及び具体的施策について定め、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第5条（地方公共団体の責務）の規定に基づく要請に応えるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

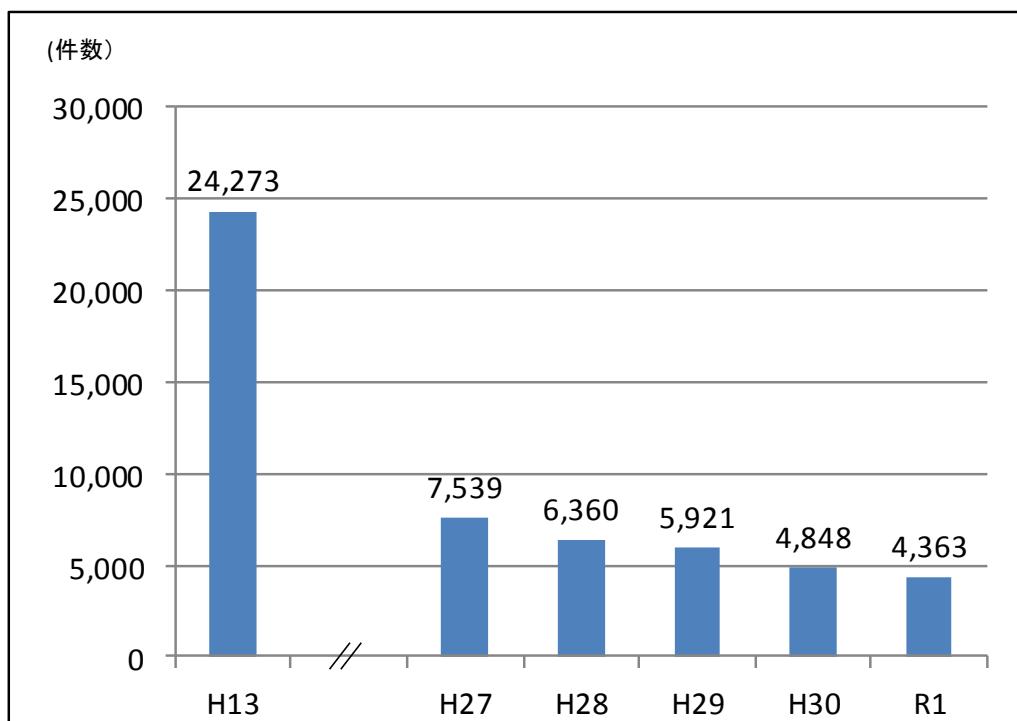
ただし、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化、施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じて見直すこととします。

4 犯罪被害及び相談件数の現状

(1) 県内の刑法犯認知件数

ア 刑法犯の認知件数

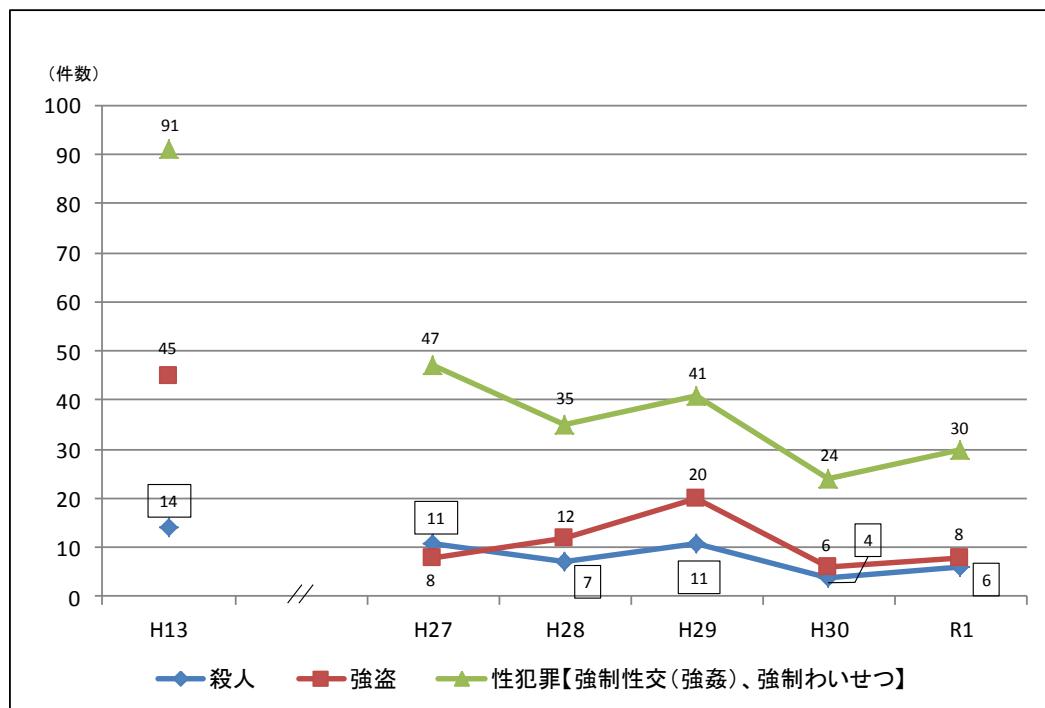
県内の刑法犯認知件数では、平成13年の24,273件以降、減少傾向となり、令和元年には4,363件と、ピーク時のほぼ5分の1に減少しています。



参考文献：和歌山県警察「犯罪統計書」

イ 県内の殺人、強盗及び性犯罪の認知件数の推移

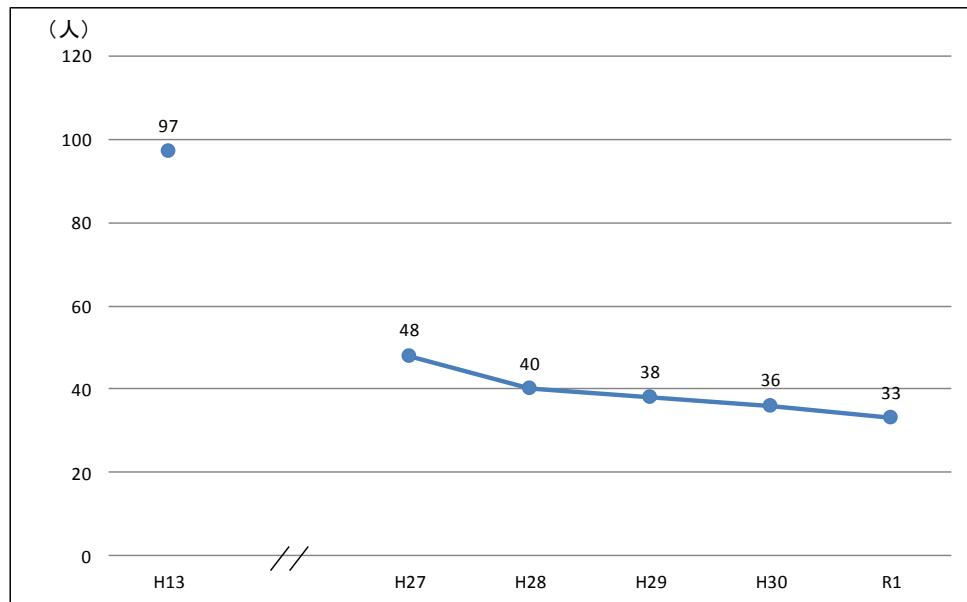
重要犯罪に位置づけられる殺人・強盗・性犯罪（強制性交等（強姦）、強制わいせつ）の令和元年における認知件数は、44件となっています。その内訳は、殺人8件、強盗6件、性犯罪30件といずれも平成30年に比べて増加しています。



参考資料：和歌山県警察「犯罪統計書」

(2) 県内の交通事故死者数

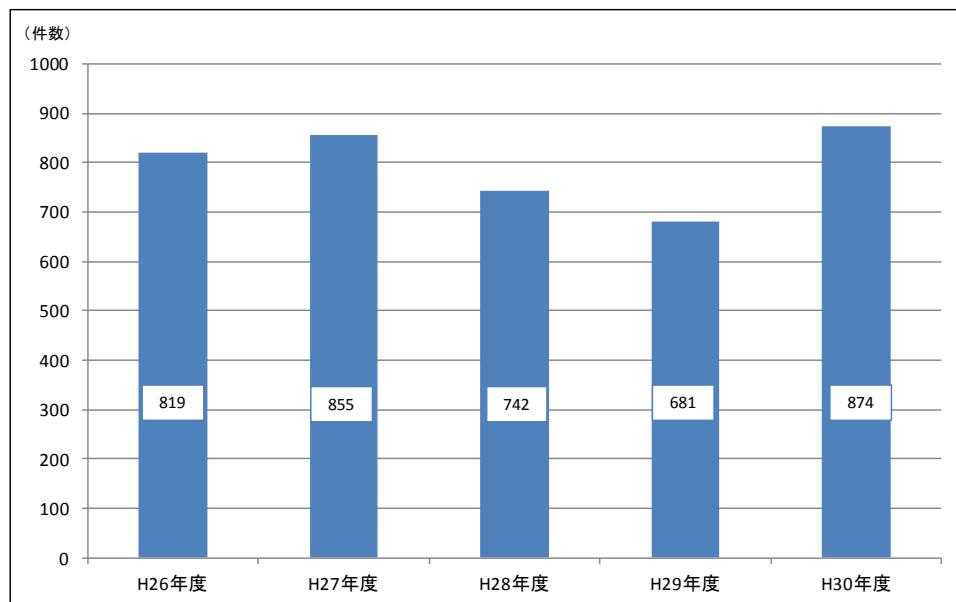
令和元年における交通事故による死者数は33人であり、平成27年の48人以降、減少傾向となっています。しかしながら、交通事故死者数に占める飲酒運転の割合が平成18年に24.1%、平成29年に17.1%と、全国ワースト1位を記録しました。



参考資料：和歌山県警察「交通年鑑」

(3) 配偶者からの暴力に関する相談件数

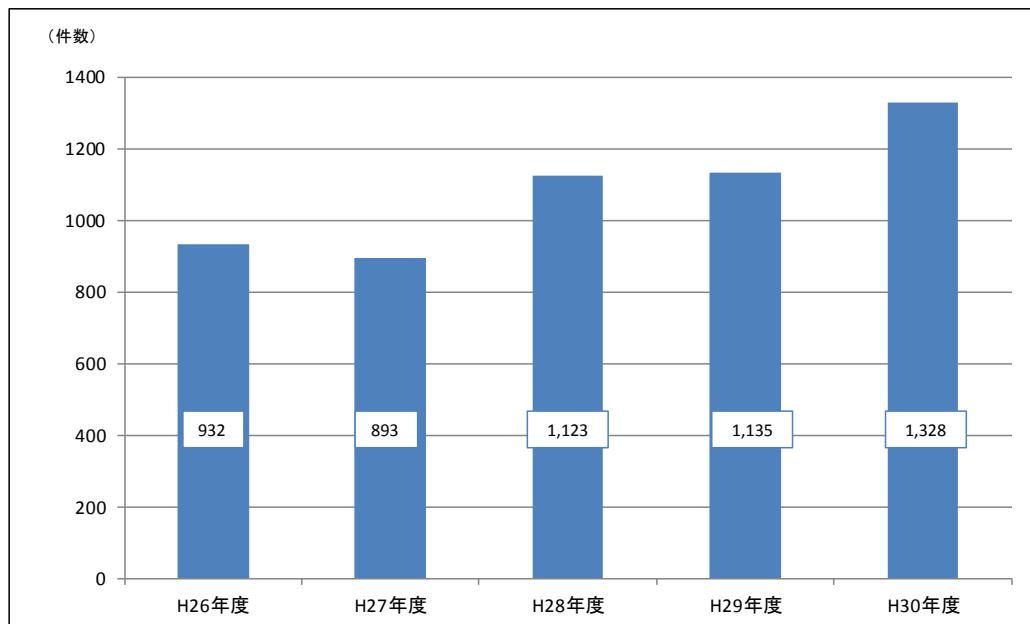
和歌山県内における平成30年度の配偶者からの暴力に関する相談件数は、874件で平成29年度の681件から193件増加しています。



参考資料：内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力に関する相談件数」

(4) 児童虐待に関する相談件数

県内 2か所の児童相談所で取り扱った虐待相談件数は、平成 30 年度に 1,328 件となり、過去最高の相談件数となりました。



参考資料：和歌山県子ども・女性障害者相談センター・和歌山県紀南児童相談所「平成 30 年度版事業概要」

(5) 性暴力救援センター和歌山「わかやま mine (マイン)」・(公社) 紀の国被害者支援センターにおける相談件数

ア 性暴力救援センター和歌山「わかやま mine (マイン)」における相談件数

性暴力救援センター和歌山「わかやま (マイン)」は、病院拠点型の県直営で、性暴力の被害に遭われた被害者等に対し、電話相談や面接相談、専門家によるカウンセリングや法律相談、病院等への付き添い支援などを行っています。相談件数は増加傾向にあり、平成 30 年度は 578 件となっています。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	539 件	604 件	578 件

イ (公社) 紀の国被害者支援センターにおける相談件数

(公社) 紀の国被害者支援センターは和歌山県公安委員会指定の早期援助団体として認定されており、殺人や傷害などの被害に遭われた犯罪被害者等に対し、電話相談や面接相談、警察や裁判所等への付き添い支援などを行っています。相談件数は年々増加し、平成30年度は600件となっています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談件数	443件	508件	600件

5 基本方針

条例第3条の基本理念に基づき、「犯罪被害者等の多様なニーズに応じた必要な支援を途切れることなく受けることができる社会の実現」のために、次の3つの基本方針を設定します。



基本方針1 犯罪被害者等を支えるための体制づくり

被害直後から様々な困難に直面する犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要なときにつつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられたきめ細やかな支援が受けられるような、継ぎ目のない支援体制を市町村や犯罪被害者等支援団体とともに構築していく必要があります。特に、犯罪被害者等は、被害直後から、医療・福祉、住宅、雇用など生活全般にわたる支援を必要とし、犯罪被害者等が被害から回復する過程において、時に長い時間を要することもあり、その間、犯罪被害者等のニーズも状況に応じて変化していきます。

したがって、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、その被害の類型等を問わず、県民の誰もが早期に適切な支援を受けられるよう、県による犯罪被害者等施策のほか、市町村や犯罪被害者等支援団体による取組の周知を図りながら、必要な支援が途切れることなく受けることができるよう取り組みます。

基本方針2 精神的・身体的被害及び生活基盤の回復

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった直接的な被害だけでなく、その後に発生する二次的被害に苦しめられることが少なくありません。二次的被害には、被害による高額な医療費の負担、自宅が事件現場となることによる住居の引っ越し、被害に遭ったことによる精神的な苦痛から休職・失職に追い込まれるなど、生活基盤へ大きな影響を与えるものがあります。

その他にも自己自身や家族が犯罪等の対象にされたことへの恐怖・怒り、再被害を受けることに対する不安、捜査・公判・医療・福祉等の過程で配慮に欠ける対応をされたことによる心の傷つきなど、精神的にも苦しめられることがあります。

したがって、犯罪被害者等のためだけに設けられた制度以外の制度や民間の取組等を含めた支援を十分に活用することをはじめ、犯罪被害者等への二次的被害を含めた精神的・身体的被害及び生活基盤への影響に対して、回復・軽減・防止のための支援を行います。

基本方針3 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

犯罪被害者等支援施策の効果を十分に發揮させるには、県民の理解と協力が必要不可欠です。犯罪被害者等は、地域社会において、配慮され、人権が尊重され、支えられてこそ、平穏な生活を回復できることから、施策の実施と県民の理解・協力は相互に作用しています。

したがって、様々な機会を通じて、教育活動や広報啓発活動等による息の長い取組を行い、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民の理解や共感を深め、社会全体で犯罪被害者等を支えるという地域社会の形成に取り組みます。

6 推進体制

計画の推進に当たっては、犯罪被害者等の声を踏まえ、府内において各部局が連携しながら施策を進めるとともに、市町村や関係団体と役割分担を確認し、相互協力及び連携を図りながら、施策を進める必要があります。

県内の関係機関や団体で構成される「和歌山県犯罪被害者支援連絡協議会」や県内各地域の「警察署犯罪被害者支援ネットワーク」と連携を図り、犯罪被害者等が居住する地域に関係なく同等の支援が受けられる体制を整備します。

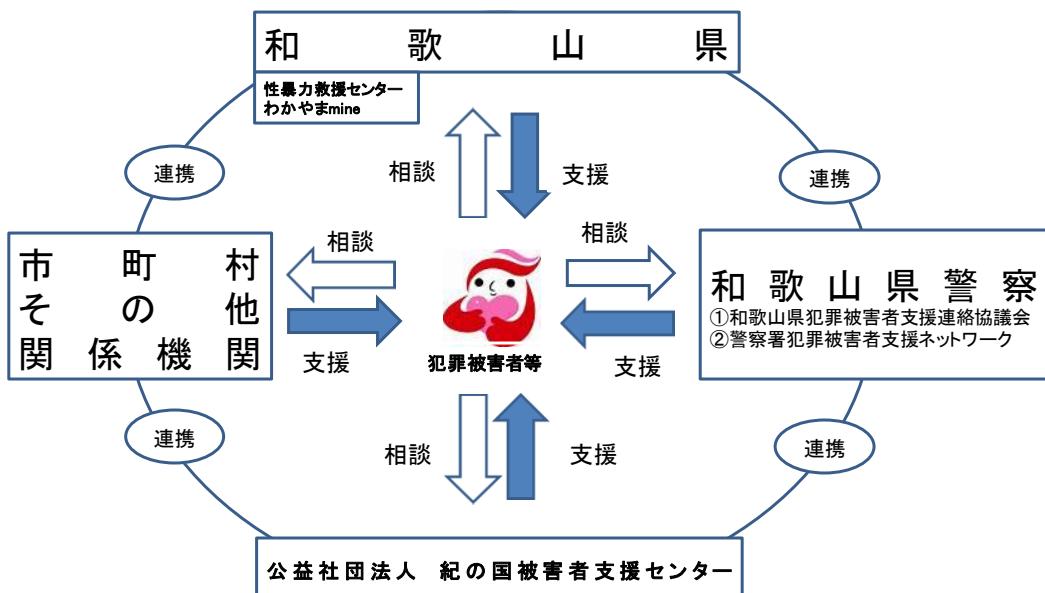
(1) 和歌山県犯罪被害者支援連絡協議会

行政機関及び民間団体等との相互の協力及び緊密な連携により、犯罪被害者等の置かれている現状を踏まえた犯罪被害者等支援活動を効果的に推進することを目的として設置しています。

(2) 警察署犯罪被害者支援ネットワーク

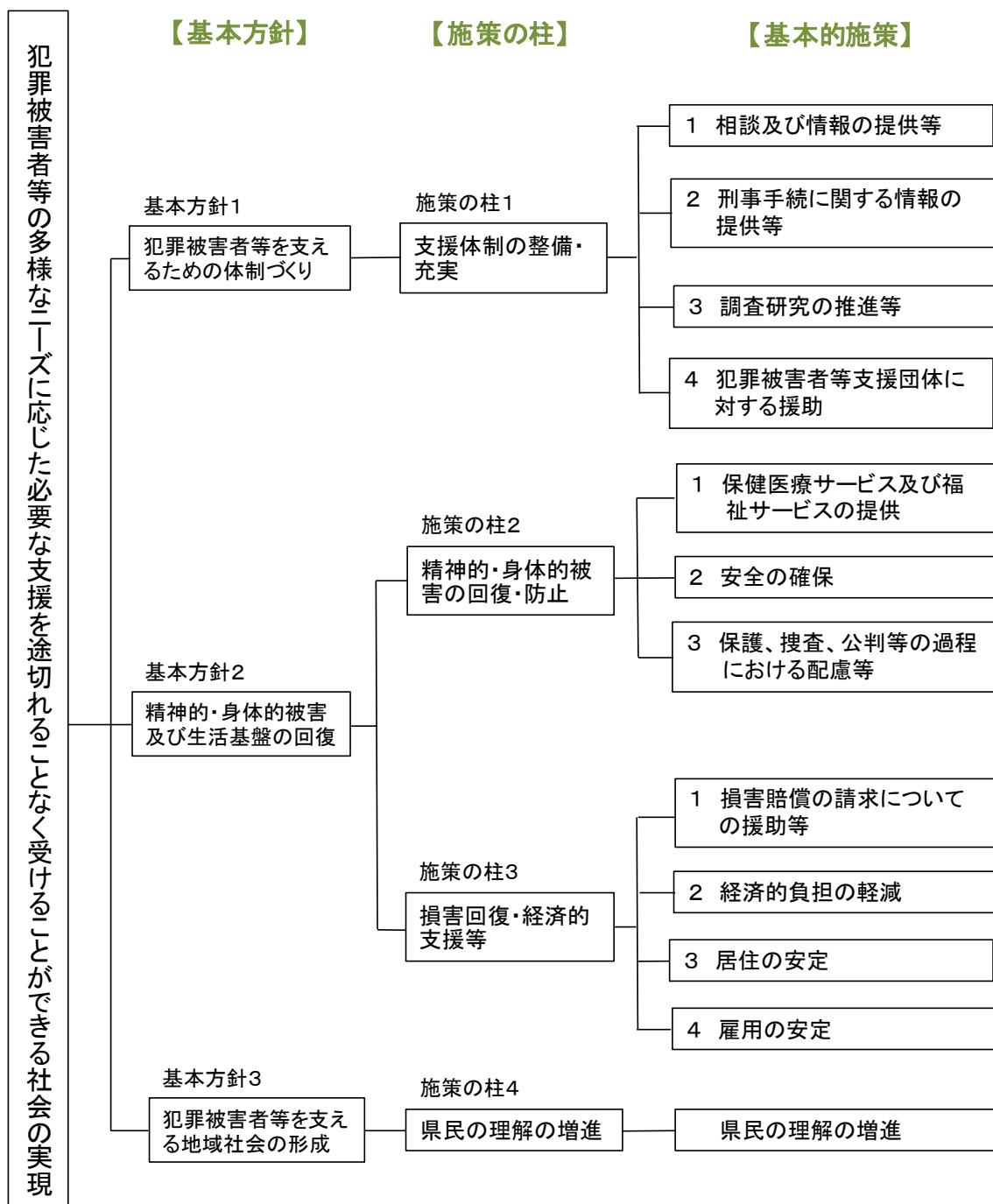
警察署単位で地域の実情に応じて、警察署、市町村、学校、医療機関、弁護士会等の関係機関で組織する支援ネットワークを現在、10のネットワークを設置し情報交換等による地域レベルでの連携体制を構築しています。

犯罪被害者等に対する支援及び推進体制

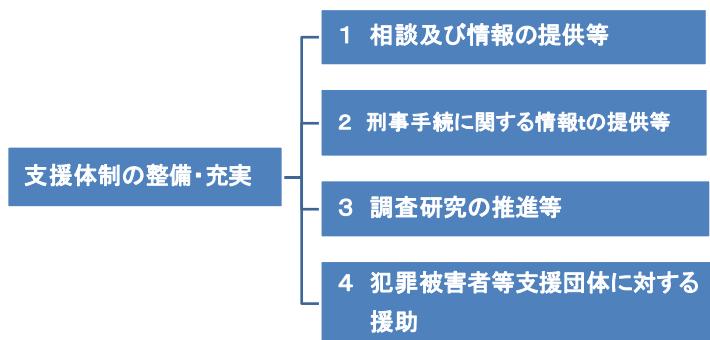


第2部 計画の内容

策定体系



施策の柱 1 支援体制の整備・充実



1 相談及び情報の提供等

○現状と課題

犯罪被害者等は、被害直後のパニック状態の中、何をしてよいか判らない状態に陥りやすく、多岐にわたる行政をはじめとした関係機関・団体の相談窓口を知ることもできずに必要な支援を受けられないなどの不利益を被る場合があります。

犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになるために、犯罪被害者等が望む場所で、必要な時にいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられた支援を受けられる必要があります。

○施策の方向

多様化する犯罪被害者等のニーズや事件経過に伴い変化していく支援の内容、様々な犯罪被害者等が直面する各般の問題について、市町村や関係機関・団体と連携・協力して、犯罪被害者等のニーズに対する窓口機能の充実やインターネットなどの様々な媒体を通じた情報提供等、必要な支援を途切れることなく継続して受けられるための体制づくりを図ります。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
弁護士による無料法律相談	被害者等支援に精通している弁護士による法律相談を無料で受けられる体制を構築し、犯罪被害者等が抱える法律問題について円滑な解決を図ります。	県民生活課

消費生活相談	消費生活相談員が電話、面接により相談を受け、情報提供、助言及び斡旋等を行います。	消費生活センター
男女共同参画相談員による総合相談（電話・面接）	男女共同参画に関連した様々な悩みの相談に応え、自分らしい生き方を実現していくよう支援します。 内容によって、法律相談、カウンセリング、男性相談員による男性相談に繋ぎます。	男女共同参画センター
性暴力救援センター和歌山（わかやま mine）の運用	性犯罪被害者の相談を受け、緊急医療が必要であれば産科医療に繋ぐとともに、カウンセリングや法律相談等必要な支援のコーディネートを行います。	子ども未来課 子ども・女性・障害者相談センター（女性相談課）
市町村等を対象とした高齢者・障害者虐待防止専門職相談窓口の設置	対応が困難な高齢者・障害者虐待への対応のため、市町村・地域包括支援センター等の職員を対象に、弁護士、社会福祉士等の専門職を配置した相談窓口を設置し、適切な助言及び支援を行います。	長寿社会課（介護サービス指導室） 障害福祉課
障害者権利擁護のための体制整備	和歌山県障害者権利擁護センターを設置し、使用者虐待に関する通報等の受付や、市町村への情報提供、助言などを通じて緊密な連携を図ります。	障害福祉課
市町村を対象とした障害者虐待防止対応への専門的な支援	市町村で実施する障害者虐待に係る被虐待者及び養護者への支援等の中で困難な事例に対し、法律や精神的・心理的な専門家を市町村へ派遣し、支援します。	障害福祉課
児童と家庭に関する相談等の充実	子どもと家庭のテレフォン110番及び児童相談所虐待対応ダイヤル189において、子育てに関する相談及び虐待の通告について24時間365日体制で対応します。	子ども・女性・障害者相談センター（中央児童相談所）・紀南児童相談所

女性相談	女性が抱える様々な問題や悩みに対して電話や面接相談により支援を行います。	子ども・女性・障害者相談センター(女性相談課)
こころの電話相談（電話・面接）	こころの健康に関する相談に対して臨床心理士、精神保健福祉士、保健師などの専門知識を有する相談員による電話相談・面接相談を行います。	精神保健福祉センター
生活困窮などに関する自立支援相談	生活上困難に直面している方の相談に応え、抱える課題を把握し、支援プランを作成します。支援プランに基づき、生活安定や就労促進など自立に向けた支援を実施します。	各振興局健康福祉部(那賀を除く。)及び東牟婁振興局串本支所
教育相談	犯罪被害等に遭った児童生徒へのケアについて学校と協議を行い、必要に応じて当該児童生徒及びその保護者に対して直接支援します。	義務教育課 県立学校教育課
各種手続きに関する情報提供の充実	犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事手続や少年保護事件の手続きのほか、警察のみならず関係機関・団体による犯罪被害者等のための制度を網羅的に分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、必要に応じてその内容を充実させるとともに、その配布方法を工夫し、犯罪被害者等へ早期に提供します。	警察相談課 生活安全企画課 少年課 刑事企画課 捜査第一課 交通指導課
相談専用電話・性犯罪被害相談電話等を活用した相談体制の充実	全国統一の相談専用電話「#9110」のほか性犯罪被害相談電話「#8103」、少年相談に関する相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者等からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図ります。	警察相談課

被害少年が相談しやすい環境の整備	<p>少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと・困りごとの相談を受け付けるための窓口において、関係機関への十分な引継ぎを含め、年少である相談者の特性に十分配意し、対応します。また、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、電子メールによる相談の導入により、被害少年が相談しやすい環境の充実を図ります。</p>	少年課
------------------	--	-----

2 刑事手続に関する情報の提供等

○現状と課題

犯罪被害者等は、突然、事件・事故に遭遇し、被害直後から事情聴取等の捜査協力や、公判の出廷など、それまで体験したことのない様々な問題に直面するうえ、多くの犯罪被害者等は精神的に混乱する中で直面している問題を十分に認識できないまま判断を迫られるなど、更に困難な状況に陥ってしまうことがあります。

犯罪被害者等にとって、事件の解決は、その回復にとって不可欠であり、また、解決に至る過程に適切に関与することは、その後の精神的被害の回復に大きく影響します。犯罪被害者等のニーズに応じて、事件・事故の捜査状況等の情報を提供し、犯罪被害者等の刑事に関する手続への参加を拡充する必要があります。

○施策の方向

犯罪被害者等と関わる職員等が刑事に関する手続きにおいて犯罪被害者等の切実な思いに十分留意し、刑事に関する手続きの機会を逸することなく、各種刑事手続等に関する情報を提供します。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
捜査に関する適切な情報提供等	<p>捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供します。その際、被害者連絡責任者及び被害者連絡担当係を指定し、連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるよう必要な措置を講じます。</p> <p>被害者連絡等の支援活動を通じて得た犯罪被害者等の状況やニーズのうち、他の行政機関や犯罪被害者等支援団体と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供するなど、犯罪被害者等の支援の必要に応じ関係機関・団体との連携を図ります。</p>	警察相談課 刑事企画課 交通指導課

3 調査研究の推進等

○現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、精神的にも大きなダメージを受けるなど、様々な困難に直面するうえ、再被害を受けることに対する恐怖・不安を抱いたり、周囲の人の言動による傷つきなどにより、二次的被害を受けることもあります。

犯罪被害者等と関わる職員等が犯罪被害者等の置かれている現状の理解はもとより、犯罪被害者等に対するこころのケアを始めとした専門的知識に基づく適切な支援を行っていく必要があります。

○施策の方向

犯罪被害者等に対し、専門的知識に基づく適切な支援が行うことができるようとするため、犯罪被害者等の支援に関する先進事例等を調査研究し、犯罪被害者等の支援に従事する職員等の養成及び資質の向上を図ります。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
「被害者ノート」を活用した相談・支援体制の充実	犯罪被害者等の気持ちや状況の整理のために作製された「被害者ノート」を関係機関に配布し、支援に従事する職員等のサポートを行います。	県民生活課
犯罪被害者等支援に従事する職員に対する研修会の開催及び充実	犯罪被害者等支援担当職員に対して専門家によるロールプレイ方式の演習等を実施し、支援スキルの向上を図ります。	県民生活課 警察相談課
児童への虐待防止及び権利擁護のための研修の実施	児童虐待防止に携わる行政職員や里親、児童養護施設職員、児童養護施設入所児童等を対象に研修を実施し、虐待の防止及び児童の権利擁護に関する基礎知識の定着を図ります。	子ども未来課

高齢者虐待防止市町村職員等研修	高齢者虐待への対応力向上を図るため、市町村・地域包括支援センター等の職員を対象に、弁護士、社会福祉士等の専門職による研修会を実施するとともに、参考となる事例やQ & Aを県高齢者虐待対応マニュアルに追加します。	長寿社会課(介護サービス指導室)
障害者への虐待防止及び権利擁護のための研修の実施	障害者虐待防止に携わる行政職員や事業者等を対象に研修を実施し、虐待の防止及び障害者の権利擁護に関する基礎知識の定着を図ります。	障害福祉課
障害者虐待対応マニュアルを用いた支援	障害者虐待防止に関する各機関の役割を明確にし、連携協力体制を構築することによって円滑な支援を行います。	障害福祉課

4 犯罪被害者等支援団体に対する援助

○現状と課題

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するに当たっては、犯罪被害者等支援団体の存在が不可欠になります。しかしながら、犯罪被害者等支援団体は善意の浄財やボランティアに支えられているため、財政面や、人材面で困難を抱えており、将来にわたって安定した支援を行ううえでも大きな課題となっています。

犯罪被害者等支援団体の支援活動の促進のために、財源確保の対策や支援員の募集の周知を支援していく必要があります。

○施策の方向

犯罪被害者等支援の中核を担う犯罪被害者等支援団体が将来にわたり、安定した支援活動を継続できるよう、団体で実施している自主財源確保事業や、相談員・支援員の公募の周知、支援員の技能向上のための支援を実施します。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
犯罪被害者等支援に従事する職員に対する研修会の開催及び充実【再掲】	犯罪被害者等支援担当職員に対して専門家によるロールプレイ方式の演習等を実施し、支援スキルの向上を図ります。	県民生活課 警察相談課
(公社) 紀の国被害者支援センターへの支援	(公社) 紀の国被害者支援センターとの情報共有により密な連携を図るとともに、被害者支援活動員養成講座等における講師の手配・派遣、会場借り上げ等、必要な支援を行います。また、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等への援助を行う団体の意義・活動等について広報します。	県民生活課 警察相談課
DV 被害者支援ネットワーク会議	DV 被害者支援に関する国、県、市町村、民間の団体を対象に講演及び意見交換会を開催し、ネットワークの強化を図ります。	青少年・男女共同参画課 子ども未来課

コラム （公益社団法人）紀の国被害者支援センターの取組

紀の国被害者支援センターは、平成9年に設立、平成23年に和歌山県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定され、事件・事故等により被害に遭われた方やそのご家族又はご遺族の方々の被害の軽減と早期回復のための支援のほか、支援を支える人材の育成、さらに社会全体に対して犯罪被害者支援の必要性を伝える広報啓発活動に取り組んでいます。



支援

多くの不安を抱える被害者の心理的サポートと情報提供を電話相談、研修を受けた相談員による面談での相談を行っています。また、必要に応じて臨床心理士や弁護士などの専門家による面接も行います。このほか、被害者から要望があれば、警察、病院、検察、裁判傍聴への付き添いや代理傍聴を行っています。



人材育成

被害者への支援活動は、専門的な研修を受けた相談員や支援員が行っており、その多くはボランティアの協力で成り立っています。毎年、「被害者支援活動員養成講座」を開催し、次代の支援を担う人材育成に取り組んでいます。

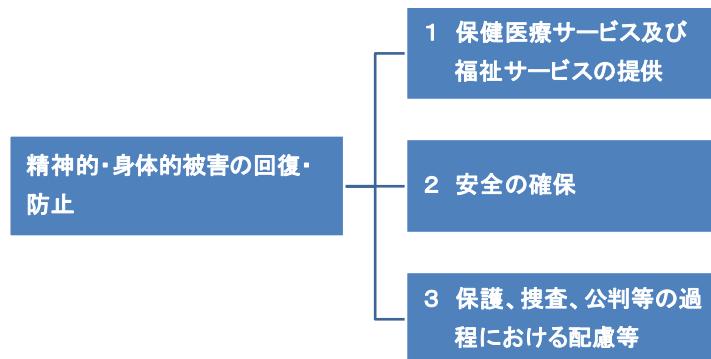


広報啓発

被害者の置かれている状況や被害者支援の必要性を広く知っていただくため、県警察と協力し、県内の中学校や高校で「命の授業」(命の大切さを学ぶ授業)の開催や、地域で取り組む被害者支援をテーマにした「出前講座」、街頭での啓発活動等にも取り組んでいます。

参照：紀の国被害者支援センターホームページ

施策の柱2 精神的・身体的被害の回復・防止



1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

○現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪等により生命を奪われる、身体を傷つけられる、金銭などを奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるだけでなく、その後も犯罪被害のショックでP T S D、うつ病、パニック障害などの疾患をきたす場合があります。

また、身体に被害を受けた犯罪被害者の中には、長期にわたる治療を余儀なくされたり、重篤な後遺症により看護や介護が必要となる場合もあります。

犯罪被害者等が犯罪等によって心身に受けたダメージから回復できるように、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス・福祉サービスが提供される必要があります。

P T S D (心的外傷後スト レス障害)	再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。
うつ病	気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるほど、日常生活に支障が現れます。
パニック障害	突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないのかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

○施策の方向

犯罪被害者等が受けた精神的被害を回復・軽減し、又は防止するため、関係機関・団体と連携・協力しながら、早期の段階から専門家によるカウンセリングが受けられる体制整備や犯罪被害者等に対する保健医療サービスや福祉サービスの提供等の充実を図ります。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
女性のこころの問題に対するカウンセリング	女性が抱えるこころの問題に対し、女性カウンセラーによる支援を実施します。	男女共同参画センター
性暴力救援センター和歌山（わかやま mine）の運用【再掲】	性犯罪被害者の相談を受け、緊急医療が必要であれば産科医療に繋ぐとともに、カウンセリングや法律相談等必要な支援のコーディネートを行います。	子ども未来課 子ども・女性・障害者相談センター（女性相談課）
専門家によるこころの健康相談	各保健所に精神科医、精神保健福祉相談員、保険師等を配置し、電話・来所・訪問相談を実施します。	障害福祉課
学校サポートチームの設置	学校等が単独で解決することが困難な問題の速やかな解決のため、弁護士、臨床心理士、警察官、児童相談所職員、大学教授等で構成する「学校サポートチーム」を設置し、問題について協議を行い、適切な対応方法等の指導・助言を行います。	義務教育課 県立学校教育課
犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実	臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーを配置し、当該カウンセラーに対し、犯罪被害者等支援の専門的研修を受講させて、その技術・能力の向上を図り、当該を積極的に活用して、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。また、公費負担制度によるカウンセリングの活用を含め、犯罪被害者等のニーズに応じた適切なカウンセリングを実施します。	警察相談課

被害者少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進	被害少年に対して、保護者の同意を得たうえで、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする犯罪被害者等支援団体への紹介を行うほか、少年補導員等が臨床心理学の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなどの支援を継続的に実施します。	警察相談課 少年課
医療費等の負担の軽減	性犯罪被害者の緊急避妊の費用、身体犯被害者の診断書料、司法解剖後の遺体搬送費、遺体修復費、参考人旅費等を公費で支弁する負担軽減制度を引き続き積極的に推進するとともに、これら制度に関する周知を図ります。	警察相談課 捜査第一課
医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進	医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備モデル事業の結果を踏まえつつ、医療機関において警察への被害申告前の性犯罪被害者からの証拠採取が適切に行われるよう働き掛けます。また、当該採取された証拠品が適切に保管されるよう証拠の採取・保管に必要な資機材の整備及び関係機関への働き掛けを行い、警察への被害申告を躊躇している間に証拠が滅失することを防止します。	警察相談課 捜査第一課 鑑識課

2 安全の確保

○現状と課題

犯罪被害者等は、被害後も同じ加害者から再び危害を加えられるのではないかという恐怖や不安を抱くことがあり、再被害の未然防止対策により、被害者の安全の確保と精神的負担の軽減を図る必要があります。

また、児童虐待、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案のように、特定の者に対して繰り返し行われ、次第にエスカレートして身体等に対して危害が及ぶおそれがあるものについても、これを未然に防ぎ、被害者等の安全を確保する必要があります。

○施策の方向

犯罪被害者等が再び加害者から危害を加えられることがないよう、一時保護、施設への入所による保護、防犯指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取り扱いの確保等の必要な支援を実施します。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
配偶者からの暴力等 被害者の一時保護の実施	本人の申請に基づき、保護を必要と認めた場合、一時保護又は一時保護委託を実施します。	子ども・女性・障害者相談センター(女性相談課)
児童虐待による被害 児童の一時保護の実施	適当な保護者又は宿所がないため緊急に該当児童を保護する場合、また、虐待、放任等の理由により当該児童を家庭から一時引き離す必要がある場合、一時保護を実施します。	子ども・女性・障害者相談センター(中央児童相談所)・紀南児童相談所
障害者虐待による被害 障害者の一時保護の実施	障害保健福祉圏域以外で市町村が実施する居室の確保に対して県から広域的な調整及び受け入れが可能な施設情報を提供し、被害障害者の迅速な保護を実施します。	障害福祉課
子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止	子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、関係機関からその前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を行い、その際必要に応じて、当該出所者の同意を得た上で面談を行います。また、検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と連携し、子供を対象とする暴力的性犯罪の前歴を有する者の再犯を防止します。	生活安全企画課

再被害防止措置の推進	<p>同じ加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定し、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と密接に連携を図りつつ、犯罪被害者等に対して再被害防止に資する関連情報を適切に教示するとともに、非常時の通報要領又は自主警戒の方法について教示するなど防犯指導を行います。また、必要に応じて緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講ずるなどして、再被害防止の措置を推進します。</p>	生活安全企画課 刑事企画課
保護対策の推進	<p>暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。</p>	組織犯罪対策課

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

○現状と課題

犯罪被害者等は、捜査や裁判にあたり、自身が受けた被害について何度も説明せざるを得ないため、そのたびに事件のことを思い出し、精神的な負担を被る場合があります。

また、捜査の過程では、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を抱くこともあります。

犯罪被害者等の保護、捜査、公判等において、犯罪被害者等と関わる職員等が、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、犯罪被害者等の人権に配慮した支援を行う必要があります。

○施策の方向

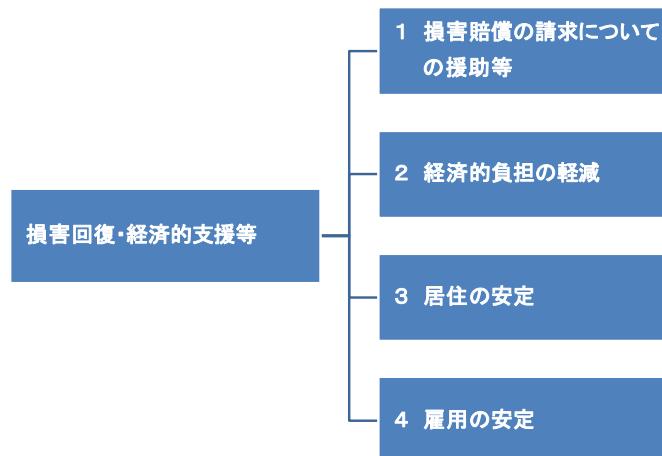
犯罪被害者等の保護、捜査、公判等の過程において、名誉や生活の平穏、その他の犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況等に関する理解を深めるための職務関係者に対する訓練及び啓発を実施します。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
犯罪被害者等支援に従事する職員に対する研修会の開催及び充実【再掲】	犯罪被害者等支援担当職員に対して専門家によるロールプレイ方式の演習等を実施し、支援スキルの向上を図ります。	県民生活課 警察相談課
被害児童からの事情聴取における配慮	児童を被害者とする事案への対応において、被害児童の負担軽減及び供述の信用性担保のため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立つて協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことを積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たって聴取の場所、回数、方法等を考慮するなど被害児童に配慮した取組を進めます。	少年課 刑事企画課 捜査第一課 子ども・女性・障害者相談センター(中央児童相談所)・紀南児童相談所

適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等	<p>重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修を充実させます。また、被害者連絡調整官等の適切な運用、簡略化した捜査書類の的確な運用等により、交通事故被害者等の心情に配意した取組を推進し、交通事故被害者等の負担軽減を図ります。</p>	交通指導課
性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等	<p>性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するとともに、性犯罪捜査講習の実施等により、性犯罪捜査を担当する職員の実務能力向上を図ります。また、性犯罪捜査を適切かつ強力に推進するために性犯罪捜査指導官を設置するとともに、性犯罪被害者の身体から資料採取の際における性犯罪被害者が希望する性別の警察官の活用を図るほか、医療機関や犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする犯罪被害者等支援団体との連携及び性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化します。</p>	警察相談課 捜査第一課

施策の柱3 損害回復・経済的支援等



1 損害賠償の請求についての援助等

○現状と課題

損害賠償請求に係る民事裁判においては、訴訟費用や多くの時間等が必要とされるほか、弁護士に依頼をしない場合には、犯罪被害者等が加害者と法廷において直接向かい合う可能性もあるうえ、訴訟に関する知識不足など更に負担を背負うことがあります。

犯罪被害者等の行う損害賠償の請求が適切かつ円滑に実現されるよう、損害賠償の請求について援助が必要とされています。

○施策の方向

犯罪等の被害に係る損害賠償請求の適切かつ円滑な実現を図るため、加害者に関する必要な情報の提供や専門家との相談機会の提供などにより支援します。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
弁護士による無料法律相談【再掲】	被害者等支援に精通している弁護士による法律相談を無料で受けられる体制を構築し、犯罪被害者等が抱える法律問題について円滑な解決を図ります。	県民生活課

交通事故相談所における相談	和歌山県交通事故相談所において、交通事故に遭われた方の問題を円滑に解決するため、損害賠償請求等に関する相談に対応します。	県民生活課 (交通事故相談所)
女性が抱える法律上の問題に関する相談	夫婦、財産相続、金銭問題等の女性にとって身近な法律上の問題に対し、女性弁護士による相談を実施します。	男女共同参画センター
性暴力救援センター和歌山（わかやま mine）の運用【再掲】	性犯罪被害者の相談を受け、緊急医療が必要であれば産科医療に繋ぐとともに、カウンセリングや法律相談等必要な支援のコーディネートを行います。	子ども未来課 子ども・女性・障害者相談センター(女性相談課)
各種手続きに関する情報提供の充実【再掲】	犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事手続や少年保護事件の手続きのほか、警察のみならず関係機関・団体による犯罪被害者等のための制度を網羅的に分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、必要に応じてその内容を充実させるとともに、その配布方法を工夫し、犯罪被害者等へ早期に提供します。	警察相談課 生活安全企画課 少年課 刑事企画課 捜査第一課 交通指導課
犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進	振り込め詐欺等の預金口座等への振り込みを利用して行われた犯罪行為により被害を受けた者に対し、被害回復分配金が適切に支払われるようにするため、金融機関に対して当該預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うほか、被害者に積極的に働き掛け、被害回復に係る各種制度の教示を実施するなど情報提供を行います。	生活安全企画課 生活環境課 捜査第二課 組織犯罪対策課
暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実	(公財) 和歌山県暴力追放県民センター、和歌山弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者による損害賠償請求に対する支援等の援助措置を充実させます。	組織犯罪対策課

2 経済的負担の軽減

○現状と課題

被害直後は、警察や病院への交通費、治療のための医療費、亡くなった場合は葬儀費用など臨時の出費が発生し、経済的負担を強いられます。

また、入院・介護等が必要な場合は、将来にわたって負担が継続することになったり、裁判に要する費用など、予期しない出費が必要となることがあります。

犯罪被害によって生じる経済的な負担に対しての軽減対策が必要とされています。

○施策の方向

犯罪被害者等の置かれている状況に応じて、利用可能な制度の情報を提供していくとともに、犯罪被害に遭ったことにより生じる不測の費用について国の犯罪被害給付制度等の支援が受けられるまでの間を繋ぐための支援や医療費等の経済的な負担を軽減するための支援を行います。

犯罪被害給付制度	日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する故意の犯罪行為により、重大な被害（死亡、重傷病または障害）を受けたにもかかわらず、何らかの公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない被害者または遺族に対して、給付金（遺族、重傷病、障害）を支給することにより精神的・経済的負担の軽減を図るもの。
----------	---

○具体的な施策

施策名	施策の概要	担当課
犯罪被害者等生活資金貸付の実施	犯罪被害者等が受けた被害により負担する医療費や住居の移転に伴う経費、休業等による生活費の不足を補う経費などの不測に生じた費用について貸付けを行います。	県民生活課
性暴力被害者に対する医療費、カウンセリング費用等の公費負担	性暴力救援センター和歌山（わかやま mine）において、医療費（産婦人科医療）やカウンセリング費用、法律相談費用の公費負担を行い、被害者的心身の負担の軽減及びその回復を図ります。	子ども未来課 子ども・女性・障害者相談センター（女性相談課）

生活福祉資金貸付の実施	(社福) 和歌山県社会福祉協議会を実施主体、市町村社会福祉協議会を窓口として、低所得者、高齢者、障害者に対して資金の貸付や相談支援を実施し、安定した生活の確保を図ります。	福祉保健総務課
犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実【再掲】	「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」を踏まえ、臨床心理士資格等を有する警察内部カウンセラーを配置するほか、カウンセリング技能を有する警察職員に対し専門的研修を行うことによりその技術・能力の向上を図り、当該職員を積極的に活用して犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。また、公費負担制度によるカウンセリングの活用を含め、犯罪被害者等のニーズに応じた適切なカウンセリングを実施します。	警察相談課
犯罪被害給付制度の周知	犯罪被害給付制度について、各種会合の機会や各種広報媒体を利用して周知を図るとともに、当制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、当制度に関して有する権利や手続きについて十分な教示を行います。また、給付金の支給に係る裁定については、事案の内容に即して、可及的速やかに行うほか、仮給付制度の効果的な運用、求償権の適切な行使その他の当制度の運用改善及び関係職員への同制度の周知徹底を図ります。	警察相談課
(公財) 犯罪被害救援基金との連携による救済の実施	犯罪被害給付制度等の公的制度では救済とならない犯罪被害者等であって、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められる者については、公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済を行います。	警察相談課

医療費等の負担の軽減【再掲】	性犯罪被害者の緊急避妊の費用、身体犯被害者の診断書料、司法解剖後の遺体搬送費、遺体修復費、参考人旅費等を公費で支弁する負担軽減制度を引き続き積極的に推進するとともに、これら制度に関する周知を図ります。	警察相談課 捜査第一課
----------------	--	----------------

3 居住の安定

○現状と課題

犯罪被害者等は、自宅が事件現場となったため居住が困難となったり、加害者に自宅を知られている場合、配偶者等からの暴力により自宅以外に居住場所を確保する必要がある場合など、様々な要因により引っ越しや余儀なくされる場合があります。

しかしながら、犯罪被害者等は、犯罪被害に伴う多額の治療費の負担などにより、経済的に困難な状況にあることに加え、精神的被害もあり、犯罪被害者等が自ら新たな居住先を探し求めることは困難な状況にあります。

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となってしまった犯罪被害者等に対して安定した居住の提供が必要とされています。

○施策の方向

犯罪被害者等が、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合において、犯罪被害者等のニーズに沿った的確な情報の提供や新たな居住先を円滑に確保の援助を実施します。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
県営住宅への優先入居措置	犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となったことが明らかな場合、入居者決定の際、優先枠と一般枠の2回の抽選の機会を設け、当選する確率が上がるよう優遇措置を行います。	建築住宅課
目的外使用	犯罪被害により公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる場合に一時的な住居として県営住宅を提供します。	建築住宅課

居住支援法人と住宅セーフティネット制度の周知	被害者等の住宅確保要配慮者に対して、居住支援活動に取り組んでいる居住支援法人や、空き家等を活用した住宅セーフティネット制度の周知を行います。	建築住宅課
被害直後における居住場所の確保	自宅が犯罪行為により居住が困難な場合等における犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所を提供します。また、自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費負担を行います。	警察相談課

4 雇用の安定

○現状と課題

犯罪被害者等は、裁判への出廷や犯罪被害者の介護等のために職場を欠勤しがちになったり、犯罪被害による後遺症等のために従前と同様の労務が提供できなくなったりするなど、犯罪等が犯罪被害者等の職業生活に影響を及ぼす場合があります。

また、このような場合において、事業主に、犯罪被害者等が置かれている状況についての理解が足らず、犯罪被害者等が当該職場で引き続き働き続けることが困難となる事態もあり、犯罪被害者等の雇用の安定のための支援が必要となっています。

○施策の方向

犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の置かれた状況に対する事業主の理解の増進や、犯罪被害者等のニーズに沿った的確な情報の提供を実施します。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
犯罪被害者等支援の重要性の理解を深めるための出前講座	希望する民間企業や病院等に対して、犯罪被害者等の抱える精神的ショックやその特徴についての講義を行います。	県民生活課
労働問題全般に関する労働相談員の設置	労使双方に対して労働問題全般に関する助言及び指導を行います。	労働政策課

施策の柱4 県民の理解の増進



1 県民の理解の増進

○現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、近隣住民等の周囲の人々の言動や、報道機関による過剰な取材・報道により、名譽や生活の平穏を害されるといった二次的被害により、更に精神的なダメージを受け、立ち直りが遅れる場合があります。

県民にも犯罪被害者等の名譽や生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況等について理解を深めることが必要とされています。

○施策の方向

教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等の名譽や生活の平穏への配慮の重要性等について県民の理解を深めるための施策を実施します。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
学校を対象とした各種施策の周知	関係機関が実施している犯罪被害者等支援施策について各学校に対し周知します。	文化学術課 義務教育課 県立学校教育課
啓発イベントの開催や広報紙等を活用した広報啓発活動の実施	犯罪被害者等の置かれる状況や心情について理解を深めてもらい、二次的被害など更なる被害を防止するための啓発を行います。	県民生活課 人権施策推進課

D V 被害に関する啓発の実施	県民に対してD V 被害の理解を深めるためにD V 被害・相談窓口に関する情報の広報啓発を実施します。	青少年・男女共同参画課 男女共同参画センター
中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催	教育委員会等の関係機関と連携し、「中学生・高校生を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子供を亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催することにより、犯罪被害者等への配慮・協力意識のかん養や次世代を担う者の規範意識の向上を図ります。	警察相談課
様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等支援施策に関する広報の実施	関係機関や犯罪被害者等支援団体と連携の上、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策の実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに、街頭キャンペーン、各種討論会等の広報啓発活動を推進します。	警察相談課 少年課
被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進	シンポジウムの開催等の様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者が置かれている状況等を広く周知します。	警察相談課 少年課 捜査第一課

資料編

<資料1>

和歌山県犯罪被害者等支援条例（平成30年和歌山県条例第15号）

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 犯罪被害者等の支援に関する基本的施策(第10条—第22条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び犯罪被害者等支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有する者をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、ひばう誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- (4) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が、その受けた被害等を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (5) 犯罪被害者等支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、被害(二次的被害を含む。)の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。

- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく受けることができるよう、行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、犯罪被害者等支援団体その他の関係する者が相互に連携を図りながら協力して行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めるほか、県が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めるほか、県が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援団体の責務)

第7条 犯罪被害者等支援団体は、基本理念にのっとり、県が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するとともに、犯罪被害者等の支援に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに人材の養成及び資質の向上を図るよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援基本計画)

第8条 知事は、犯罪被害者等の支援のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、犯罪被害者等の支援のための基本的な計画(以下この条において「犯罪被害者等支援基本計画」という。)を定める。

- 2 犯罪被害者等支援基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 犯罪被害者等の支援のための基本方針
 - (2) 犯罪被害者等の支援のための具体的な施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援のための施策を推進するために必要な事項

3 知事は、犯罪被害者等支援基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(財政上の措置等)

第9条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 犯罪被害者等の支援に関する基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第10条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、弁護士の助言を受ける機会を確保し、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第11条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、弁護士の助言を受ける機会の確保等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生活資金の貸付け等)

第12条 県は、犯罪被害者等が受けた被害(二次的被害を含む。)により日常生活に支障を来すことがないよう、経済的負担の軽減を図るために、犯罪被害者等に対する生活資金の貸付け等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等又は二次的被害により心身に受けた影響から回復できるようにするために、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供される体制の確保等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(安全の確保)

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害(二次的被害を含む。)を受けることを防止し、安心して日常生活を営むことができるようになるために、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(居住の安定)

第15条 県は、犯罪等又は二次的被害により従前の住居に居住することが困難となった犯

罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅(和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号)第2条第1号に規定する県営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための情報の提供等)

第17条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようするため、刑事に関する手続に関する情報の提供等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第18条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害(二次的被害を含む。)に係る刑事案件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の理解の増進)

第19条 県は、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第20条 県は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等又は二次的被害により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに県の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援団体に対する援助)

第21条 県は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供、人材の育成支援等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第22条 県は、犯罪被害者等の支援のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保する等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

<資料2>

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本的施策(第十一一条—第二十三条)

第三章 犯罪被害者等施策推進会議(第二十四条—第三十条)

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国 の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

- 2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に

実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講すべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一條 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身を受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となつた犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。
(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようするため、刑事に関する手続の進捗^{ちよく}状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を

有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれてている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(平二六法七九・一部改正)

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める

日から施行する。

(平成一七年政令第六七号で平成一七年四月一日から施行)

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

<資料3>

市町村における総合対応窓口一覧（参照：警察庁ホームページ）

市町村	総合的対応窓口	相談電話番号	相談対応 曜日・時間	犯罪被害者等支援に 関する条例の有無
和歌山市	人権同和施策課	073-435-1058	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
海南市	市民交流課	073-483-8439	月～金 (祝日・年末年 始を除く) 8:30～17:15 ＊担当者不在の ときあり	
紀美野町	総務課	073-489-5912	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
紀の川市	危機管理消防課	0736-77-1300	月～金 (祝日・12月29 日から1月3日 を除く) 8:45～17:30	
岩出市	総務課	0736-62-2141	月～金 (祝日除く) 8:45～17:15	
橋本市	総務課	0736-33-7117	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
かつらぎ町	総務課	0736-22-0300	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
九度山町	総務課	0736-54-2019	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	

高野町	防災危機対策室	0736-56-9911	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
有田市	防災安全課	0737-83-1111	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
湯浅町	総務広報課	0737-64-1108	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
広川町	総務課	0737-23-7732	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
有田川町	総務課	0737-52-2111	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
御坊市	社会福祉課 人 権・男女共同参画 推進課	0738-23-5508	月～金 (祝日・年末年 始を除く) 8:30～17:15	
美浜町	総務政策課	0738-23-4901	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
日高町	総務政策課	0738-63-2051	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
由良町	総務政策課	0738-65-1801	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
印南町	住民福祉課	0738-42-1738	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
みなべ町	総務課	0739-72-2051	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	

日高川町	総務課	0738-22-1700	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
田辺市	自治振興課	0739-26-9911	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
白浜町	総務課	0739-43-5555	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
上富田町	住民生活課	0739-47-0550	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	上富田町犯罪被害者等の支援に関する条例(平成29年4月1日施行)
すさみ町	総務課	0739-55-2004	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
新宮市	生活環境課	0735-23-3333	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
那智勝浦町	総務課	0735-52-0555	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
太地町	総務課	0735-59-2335	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
古座川町	住民生活課	0735-72-0180	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
北山村	総務課	0735-49-2331	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	
串本町	総務課	0735-62-0555	月～金 (祝日除く) 8:30～17:15	